

## 『協働のまちづくり懇談会』 会議録

(H29. 2. 27 18:30 ～ 市役所中会議室)

### 出席者

- ・ NPO 法人中空知成年後見センター 代表理事 他会員 8 名
- ・ 市 善岡市長 熊崎総務部長  
安原市長公室課長 齊藤市長公室課長補佐

### 1. 開 会

安原 ～ 皆様、本日は大変お忙しい中、懇談会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、協働のまちづくり懇談会を開催いたします。はじめに、懇談会の開催にあたりまして、善岡市長よりごあいさつを申し上げます。

### 2. 挨拶

市長 ～ どうも、お忙しい中、お集まり頂きまして大変ありがとうございます。市長の善岡でございます。丁度、2期目の折り返し地点、ということでだいぶ息切れをしてきましたけれど、私自身の自己紹介をしますと、市役所に36年間おりました、縁があつてというか、担ぎ出されたというか、市長になりまして、市役所に居た時には、財政、行革、人事、と、ほとんど市民と接しないところ、内部管理的な事務しかやっておらずで、市長になってやりたかったことは、今の時代、行政というのは、市の職員が机上だけで物事を考えては進まないのではないか、ということで、私自身が直接出て行って、色々な人の意見を聞きながら、そのトータルの中で行政決定をしよう、ということで、この懇談会以外にも随時必要な場合に、例えば子育ての場合ですと、2年前ですか、子どもさんが一人だけいる家庭のお母さんたちに集まって頂いて、今の少子化対策で何をして欲しいですか、と、ざっくばらんに色々な意見を出してもらい、そのうちの7割くらいを採用しまして、つまり、本当に必要とされるころにお金をかけよう、と。本来は議会と行政がやるべきものなんですけど、それだと中身の情報が市民のところへ出ていかない。それで庁舎に関しては、最初に市民10名程の方に参加して頂いて、私としては反対の方にも入っていただきたかったんですけど、反対の人は一人くらいしかいなかったかな。その後、20名程の方に集まって頂いて、条例で定めまして、自由に論議してくれ、と。私はその中には入らないしコメントもしない。真に市民の方が、自分たちが使いやすい庁舎と場所と規模を決めてくれ、と。やり方はちょっと乱暴なんですけど、その方が論議の過程が市民の間に全部出ていく、と。どういう形で市役

所は建ったのか、という過程が市民に分かるようにしたい、というのが私の希望でございます。役所自体は単なる事務室、ただし市民の皆様が使うところだから、場所については市民の皆さんの色々な意見をどんどん出してもらって、そして市民が、自分たちが決めたんだ、そういうような市役所にしたい。それで私自身は市役所を建てる、とは議会の中では一回も言ったことがございません。最後の決定は私がしますけど、今の段階では自由にやってもらって、古いですから建て替えはしますが、どちらかというとなんかの総意で建てたい。私自身は市役所は職員の事務室、程度にしか考えていなくて、議会は議会の方で決めればよい、と。だけど市民が一番使う一階の部分については、皆様方の意見で決めてもらって、それがまずくても、みんなの総意でやったんだ、と、そういう合意決定をしたい。しょっちゅう外に出ていっては色々な人の意見を聞いて、それをトップダウンで、ある程度理論構成しながら政策決定していく、ということで、市長になってから最初にやったのは、高齢者の見守り制度で、ただ町内会に任せて、見守りの協定書を結んで、やったかのように見せるのは本意ではない。ということで住民四情報を地域に降ろせないか、と。個人情報保護法があっても本来はダメ、という見解なんだけど、恐らくあの法律は福祉目的まで制限していないだろう。だからそれをやれる方法を弁護士2名の方に相談して、協議してもらって、こういう方法だったらやれる、ということでやったのがあの方式で、職員延べ15名と、それから民生児童委員とか地域包括支援センターも総動員して、一年半かかって、対象者全戸を廻りまして、手上げ方式で住民四情報以外の情報も、ある程度地域に公開しても良い、という約束を取り付けまして、900名、千名をちょっと切るくらいですかね、対象者が。そしてその情報を地域に降ろして、ただしその情報の管理だけはちゃんとしておかなければならないので、その研修もしましたけれど、一人の方に教えて、対象者の方を分かるようにして見守りをしましょう、と。だから、町内会にさりげなく見守りをしてください、と言っても、対象者が分からない。今の町内会も一生懸命やるところもあれば、2〜3年で交代するところもあって現実には難しい、と。それを機能させるために、行政がそこまで入っていかなくてはならない。それで、見守りの後は何をするか、ということで、認知症の人たちも対象に入れながら、最後は在宅医療にまで持っていこうと。だけどうちの病院は急性期の病院なものですから、在宅医療をやる医者がいなくて、ちょっと病院の方も苦労しているんで、近隣の在宅医療をやるような病院と連携を取って、うちは急性期の病院ですから、在宅医療のような慢性期の医者は来たららない。来ても機能しないような雰囲気なんですね。切った貼ったの、悪くなった人を専門にやる病院なものですから、美唄あたりは在宅に移行しようとしているので、そういったところと連携しながら、向こうを拠点にして、急性期と在宅医療の連携を取りながら進めるのも一つの方法かな、ということで美唄の市長とはいろいろ協議しながら、向こうには在宅医療の木村先生とか、札幌医大に戻

るので誰か代わりの人があるんでしょけど、あそこを拠点化して、連携が取れば、ある程度役割分担が出来て生き延びることが出来るのではないかと、そういう地道なところですけど一番大事なところに、早くから、市長になってからすぐに手を付けてますから、そういう基礎づくりがきちんとできている自治体こそ、いわゆる少子高齢化の中で生き残っていけるのではないかと。国が社会保障費が増えると言っているが、市町村も同じように、何もしないと増えていくわけで、それは市の財政をどんどん圧迫していくので、それにはしっかりとした制度を作って、市町村が金をかけないようにしながら、高齢者が安心して生きていけるような制度を、砂川方式を作りたいな、というのが私の元々の考えでございます。まさにこの制度、成年後見制度ですね、私も詳しいことはあまり理解していないのですが、これもそういったことに含まれてくるのだろうな、と思っております。今日は、皆様方に集まって頂いて、色々な意見を端的に聞かせて頂いて、いったい行政の役割はどこまでやったら良いのだろう、そして市民の役割はどこまでなんだろう、ということをお自身も勉強したい。それを参考にしながら制度設計をやっていきたい、ということで集まっていたいただきました。今日は自由に、いろんな意見を聞かせて頂ければ、と思っておりますので宜しくお願いします。

### 3. 自己紹介

- ・市の出席職員の自己紹介を行う。
- ・中空知成年後見センターの方から自己紹介を受ける。

### 4. 懇談会

#### <説明>

- ・安原課長より資料の「市民との協働によるまちづくりをめざして」について概略説明。
- ・代表理事より、NPO 法人の活動状況について概略説明。

市長 ～ 私も詳しくないものですから、少々変なことを聞くかもしれませんが、この活動を皆さんそれぞれやろうとしたきっかけは何だったのですか。

会員 ～ 私はファイナンシャル・プランナーの活動もしていて、お金の使い方や資産活用、相続や財産管理などを勉強しました。ところが高齢になった時に、せっかく準備してきた自分の財産を、高齢や認知症の影響によって自分で使うことが出来なくなることを知りました。それでそんな時にどういう方法が取れるのか調べてみると、この成年後見制度の利用はとても有効な手段だということが分かりました。それで市民後見人養成講座を受講しましたが、親族の方がご本人の為にきちんと管理して頂ければ良いのですが、逆に親族が居ることで、ご本人の財産がご本人

の為に使われないという状況が起きてしまうことを知り、それで、第三者として財産管理に関わり後見活動ができる法人があれば良いなと思いました。個人で活動することも出来ますが、個人でするには責任が重いと感じましたし、一度受けたらご本人が亡くなるか回復するまでは辞めることが出来ないので、結構長い期間の活動になります。その長い期間を全部一人で活動するのは大変だし、その間に私自身にも何かあるかもしれませんので、やはり法人の中で互いにフォローしあいながら活動が出来る仕組みが必要だと思い、複数の人が関わることができるNPOを立ち上げたわけです。

市長 ～ とっかかりはファイナンシャルプランナーをやっているということで、財産管理とかそういうところが切り口で始めたわけなんですね。

会員 ～ そうですね、福祉関係、というわけではありません。

市長 ～ 親族が居てもまずい場合があるんですね。自由にさせておけば良い、というわけではないんですね。生々しい話になってきますね。でもそれを現実にはいっぱい見てきた、というわけですね。

会員 ～ 私自身は、様々な講座の中で、経済虐待や財産の搾取など危険な話も結構聞きました。それを防ぐ方法として、この成年後見制度があるわけですね。

市長 ～ これってすごく大変ですよ。どちらかというとボランティア的な要素になるんですかね。ボランティアという訳にはいかないんでしょうかね。

会員 ～ そういう訳では無いですね。代表理事が作られた資料にもありますが、家庭裁判所が決定する報酬を受けることも出来ますね。

市長 ～ でもそうでもなければ出来ませんよね。

会員 ～ まあ、特に専門職となるとなかなか難しいでしょうね。

市長 ～ これとは違いますけど、保護司制度なんかですと、法務省の管轄で、責任は負うけど金は一銭も出ないとか、あの制度を見るとそれで市町村長に任命権が与えられて、これじゃあ誰もやる人が居なくなりますよ。ボランティアでやるには重すぎる。件数を抱えると。けれど法務省関係だと全国に保護司が必要なので、今はなり手が居なくて大変なことになってきている、という状況は私もつぶさに見てきておまして、とてもじゃないけどこれはボランティアの範疇を超えている、と。何か手立てをすべきではないか。国がしないのなら市町村が手を出してしま

って良いのであろうか、思い悩むときがあるんですよね。今、うちだと定数の半分しかいないんです。一人あたりの負担がすごくかかっている、人権擁護委員なんかもそうだけど、法務省管轄のは交通費が出るくらいで、丸山先生ともよく話すんだけど、それに比べるとこちらはまだ報酬があるから。実際に機能するのか、ということを考えてとてもじゃないけどボランティアでは出来ないんじゃないかな。

会員 ～ ただ、報酬はご本人の財産の中から、という決まりになっているので、財産がたくさんある方はともかく、生活保護の方はというと、市町村で後見制度の利用支援要綱を整備することになっています。

市長 ～ その分の手立ては後で国がなんぼか見てくれる、というものなんじゃないかな。

会員 ～ その辺は自治体の予算になるんじゃないかな。

会員 ～ 自治体の予算じゃないかな。雨竜はそうでした。

会員 ～ 生活保護の方が増えると自治体の予算も厳しい話になりますね。また、生活保護ではないけれど、ご自身の財産がギリギリの方の場合、ほとんど報酬が出ない活動になることもありえるというのがこの制度です。

市長 ～ まだ、過渡期な部分があるということですね。

会員 ～ でも、だからこそ親族できちんと成年後見について勉強して、自分の親を見られるように育成をするのが一つの方法だと思うんですよ、報酬なしでやれるという。結局、第三者がやれば報酬がかかってくることになるので。

市長 ～ 息子たち、娘たちがやってくれば一番良いわけですね。でもいない人もいれば、いても自分は知らない、という場合もあるでしょうし。

会員 ～ 近くにいない、という場合もあるでしょうし、成年後見というものを知らない場合もありますよね。そういう制度を使わなくても「ちゃんと見ているから良いじゃない」という話にもなりますが、先程の話にもありましたように、実は親族が財産を使っていた、というような不透明な話も出てきます。でも、成年後見制度を使えば、裁判所なり第三者の専門職の監督の下で公的に財産管理をしなければなりません。

市長 ～ 生々しい話ですね。この間ニュースで出ていたのは、震災に遭った子供の親の財

産を親戚か誰かが6千万円くらい使ってしまったというような話がありましたよね。

会員 ～ 実際は悪い詐欺の業者とかではなくて、実は親族であったり近所の人であったり、ということも多いんです。

市長 ～ けっこう危ないんですね。親族同士が揉める、ということになるのかな。

会員 ～ 財産を使ったことが表に出れば揉めますね。

市長 ～ 亡くなった時に表面化するわけでしょうかね。

会員 ～ 相続の話ですとそうなりますね。ご本人が活着ている間でも、蓄えた預貯金で施設に入ろうと確認すると、あったはずのものが無い、というような話があります。

市長 ～ その段階から保護しよう、ということなんですね。

会員 ～ 早い段階から後見人を付けて財産管理をしていけば、そういう財産の流出を防ぐことに繋がって、自分の財産できちんと暮らしていける人もいるわけです。

市長 ～ 善意で考えるだけではだめな時代になっているという背景もあるんでしょうかね。誰か一人が近くにいたらその人に任せてしまっ、その人が必要経費も含めてお金を管理してしまっ、というような状況でしょうかね。

会員 ～ 残念ながら、と言っ、てしまっ、て良いのかどうかわかりませんが、このあたりの風潮もあるかもしれませんが、家族が見るものだ、という考えが非常に強くて、実際には後見制度利用の必要性が高いとしても、周りが抵抗してしまっ、て。親族も含めて、反対というケースが多いですね。

市長 ～ それはまだ良い方、ということですか。家族で何とかしまっ、しようというのがあるのは。

会員 ～ それで現実的にやっ、て頂けているのであれば問題ないのですけれど。

市長 ～ 人間性が出てしまっ、ていきますよね。お金の話ですから。それが珍しい例でなくなっ、てきているのは事実ですね。

会員 ～ 相続とかの話ですと、後見の話とは関係ありませんが、どろどろとした話が多く

なっていますね。自分の権利ばかり主張してしまって、どろどろしてしまうというケースが本当に増えています。

市長 ～ そういったことを、この制度を使ってきちんとしましょう、ということなんですね。

会員 ～ 生前の財産の動きをクリアにしよう、ということですね。

市長 ～ 徐々に認知症になっていって、施設に入ると、施設でお金を管理してもらって、ということもありますよね。

会員 ～ 今は施設ではそれが出来ないんです。通帳や印鑑を施設が預かる、というのを昔は出来ましたが、施設が個人のを自由に使ってしまうような事件がたまに起きてしまって、「利用者の印鑑や通帳は出来るだけ管理するな」と言われています。それでも仕方なく何件かは預かっています。基本的には身元引受人、大体はお子さんに請求書を送って、うちの場合はそのお子様にお金の管理もお願いしています。年金の中から、施設の利用料とか、ちゃんと支払えるはずの方でも滞る方がたまにいます。今 30 代くらいの方ですかね、就職が全然なかった頃の方ですかね。その子供の学費、お孫さんの学費に行ってしまう、というのがあって、これはもう経済的虐待だと思うんですけど。それで、成年後見の事を考えるときには、高齢者の事だけを考えてもだめで、お子さんとの関係もあるので、ちょっと悩んでしまいます。

市長 ～ 施設も大変ですよ、そうなってくると。ただで引き受けている訳ではないですからね。

会員 ～ そういった場合に成年後見制度を利用していると、きちんと利用料を払うのは後見人の仕事です。

市長 ～ 砂川市の施設でも昔はよくそのような話があったようですね。子供たちがそっくり管理してしまって滞る、というような話ですね。

会員 ～ 収入が元々低い方が入ってくる場合はそうでもないのですが、この辺の方は昔炭鉱で働いていて、年金が高いですよ。そうするとそれがお子さんの収入にもなってしまって、という例がありますね。

市長 ～ なるほどね。ちょっと背景が見えてきました。本人のせいではないんですよ。

- 会員 ～ 本人のせいではないので「出ていけ」とはなかなか言えないのですが、このままではうちの施設にはおいておけません、と言わざるを得なくなります。
- 市長 ～ こういう制度が出てきた背景にはそういう問題が増えてきたことがあるんでしょうね。昔の禁治産者の制度の続きみたいなものですかね。
- 会員 ～ その禁治産制度が改正されて成年後見制度になりました。
- 会員 ～ 考え方も少し変わってきました。
- 会員 ～ 一番大きいのは介護保険制度のスタートなんです。
- 会員 ～ 例えば先程もありましたが、介護保険を使って施設に入る、ということに関わったり、施設を捜したりするんですけど、施設を捜す、イコールお金の管理を誰がするのか、実際にどう運用するか、その辺も考えないといけない。その方が独居で誰も身内が居ません、認知症もあって本人はお金の管理も出来ない、といった場合に、では誰がお金の管理をするのが問題になり、施設も出来ません、となるとやはり公的な部分で後見の申し立てをして、ご本人の代わりにその方の権利を守ってお金を使う、というようにして頂ければ施設としても安心ですね。
- 会員 ～ どうしても判断力が落ちてきてしまって、契約行為自体が出来ない、という方々がやっぱりいらっしゃるんですよ。そういった方々には、しっかりと内容を確認して契約を結ぶ人が必要なんです。
- 市長 ～ それは福寿園とかだけではなく、グループホームとか民間の施設でも同じことなんでしょうかね。
- 会員 ～ 介護サービス全般の話でしょうね。
- 市長 ～ 昔はそういうのもなくて、特養だけがあって、市が直営でやっているところだけだったら問題無かったんだろうけど。
- 会員 ～ そうですね。元々は措置での入所だったので、契約行為自体は無かったんですけど、介護保険制度が始まって、契約を結ぶ、ということが最初の作業になったので、契約のために本人の代わりにできる人、が必要になってきたわけです。
- 市長 ～ そうすると現場では社会問題的になっているんですね。



- 会員 ～ どの町も困っていますね。色々な町からそのような話をお聴きします。
- 市長 ～ 件数が増えていくと、後見を担う人も増えていかないと先程の話のようにこれで見一杯です、というようなことになってしまいますね。そこで行政がどう考えるか、ということなのでしょうね。あまり熱心でない、と言われるかもしれませんね。福祉担当の職員は熱心なのかもしれませんが、首長は普通そんなに入りませんからね、正直に言うと、制度ですから、一般的には。私は行政でずっとやってきたからある程度分かるけど、民間の首長だったらもっと分からないでしょうね。
- 会員 ～ 個人の生活に直結した制度ですからね。
- 市長 ～ 行政は何をすれば良いのですか。
- 会員 ～ 結局、私としては申立てと後見人養成の二点だと思うんです。申立に関しては、費用は本人負担なので、特段市の負担はないので、市長が申立人になってほしい、というだけの話なんです。
- 市長 ～ ということは実態を把握しておかなければならないということですか。
- 会員 ～ 実はこの制度につながる仕組みが無いんですよ。もともと家族に後見が必要な方が居て、家族の財産を守るための制度でもあるので、身近な家族がいないと制度に繋ぐ人がいません。だから後見が必要な人を見つけてこの制度につなぐ人が必要で、そこに関わることができるのが行政だと思います。困っていて、もしかすると搾取されるかもしれないよ、という人を見つけてつないでいただくような。
- 市長 ～ 一番わかるのは施設の人とかかな。
- 会員 ～ 施設の人、包括、保健師とか、一番その人が触れ合っている方々からの声を吸い上げて、その人が後見制度を使った方が良い、ということになれば市長に申立人になっていただく、その流れを作って頂きたいんです。
- 市長 ～ それは親族が同意しなくてもできるんですか。何となく文句を言ってきそうなケースもいっぱいありそうな気がします。
- 会員 ～ ありますね。
- 市長 ～ そうですよ。

- 会員 ～ 申立てををするときに親族が同意してくれると、その後も動いてくれるんですけど。
- 市長 ～ 同意してくれないということは何かあるからなんでしょうね。
- 会員 ～ いろいろ問題があるから同意しないんでしょうね。そうになると、ご本人を守るためには、市長が申立人になる事も必要です。
- 市長 ～ 滝川とか芦別とかの例もそういうややこしい件なんですか。市長の長年の経験でちょっと嫌な予感がしますね。でもそこまで踏み込まないと本人を守れない、ということなんですね。本人を守るわけなんですよ。
- 会員 ～ そうなんですよ。
- 会員 ～ まあ、虐待事案とかもけっこうありますから、抵抗も結構ありますけど、逆に行政としての強制力がありますから、それを背景にやっていく必要があるのではないかと思います。
- 市長 ～ 申立人をいっぱい作るのと、申立てををする、ということと後見人の育成をする、ということ、これらが行政の役割、ということですね。NPO ではそこまで手が廻らない、ということですね。
- 会員 ～ 実務的な部分はこちらの方でやるけれど、それを生かせる申立てというのをこちらがやる、ということには基本的にならないんですね。
- 市長 ～ 後見人の育成、というのは。
- 会員 ～ 後見人の育成というのは、我々NPO 法人がやっていることを、もう少し構造的な力を貸して頂いたりだとか、例えば場所の提供ですとか、いろいろありますね。
- 市長 ～ お金も出して、ということになりますか。
- 会員 ～ もともと NPO は経営的には非常に厳しいものですから。去年は養成講座を開催するという自治体からお声がけを頂いて、カリキュラムや講師手配をして養成講座を開催したのですが、ただ、養成された方々が活動するかというとなかなか活動には結びついてきません。そこで、実際に活動できる人を養成することも必要です。
- 市長 ～ 難しいですね。活動する人を見つける、というのはすごく難しいでしょうね。

ボランティアなんかも、意識のある人がやっているけど、でも我慢にも限度がありますからね。圧倒的に人が少ないんですね、そう聞きますと。

会員 ～ 普段の活動はそれほど大変でもないですよ。特別何か揉めごとがあると、専門職の先生にお願いしなければならないこともあります。普段は暮らしを見ながら、ルーティンで支払とかをしていくので、それほど大変なことが多い訳ではないですね。ただ、やはり一人で全部、というのは色んな意味で大変だと思います。

市長 ～ 砂川でも事案はいっぱいあるのかな、隠れているのが。全国共通なのかな。

会員 ～ 砂川の方を担当していますし、今は色々やっていますが、やはりどこにでもありますね。

市長 ～ 行政はあまり熱心ではないですか。

会員 ～ いえ、何処の行政も、多分危機感を持っていて、市民後見人の養成講座開催した町は多いと思います。

市長 ～ そこまでだったら行政も出来るでしょう。養成講座ぐらいでしたら、この制度に限らず、ですね。ヘルパーの3級とか2級とかも何とか市で養成して、何とか人材確保しましょうか、というのは出来るんだけど、問題はそこから先の分野ですね。

会員 ～ やはり、私たちが前面に出て行って、こういうような活動をしていますよ、という機会もなかなかないですし、お金をかけてそれだけ広報する、というのもなかなか難しい。

市長 ～ 広報については行政でなんぼでもできるよね。

会員 ～ やはり、固定費がかかって活動費を赤字にするわけにもいかないのが経費をかけられない、というところもあって、今現在は事務所も私の家の一部屋みたいな感じになっているので、ここに来てもらえれば受付をして相談できますよ、と案内できる場所が無いんですね。

市長 ～ どこか拠点になる場所が必要だけれど、自分達でやるにはお金がかかりすぎるわけですね、何処かを借りるとしたら。

会員 ～ 新しい市役所に入れてもらえませんかね（一同笑）。

市長 ～ まあ役所が良いか、という問題もありまして、団体もここだけではないので、役所以外にどこか拠点を作れないか、と今イメージしてるんですけど、でもまあそれは例えば消費者協会であったり、お金が無い、場所が無い、という団体が会場を借りて役所の3階まで登ってきて、私が文句を言われて、それが役所を建てろ、という発端になったわけなんです。要はこの団体だけではない、というところがありまして、それを全部イメージしていかなければならない。あの団体もそう、この団体もそう、それを役所の中で全部用意する、となったら膨大な物になるから、もっと違う場所を、ここまで経費が掛からない場所を、一ヶ所に。ここに行けば消費者協会があったり、保護司が居たり、という活動の拠点を、というように、今はいろんな団体が頭に浮かぶんだけど、それらが一ヶ所にまとまっていると市民は分かりやすいであろう、と。

会員 ～ うちがNPOなので、地域の方々に支えてもらう、というのがNPOの有り方の一つであると思います。認定NPOになって多くの方に存在を知ってもらって、会費をたくさん集めることができれば、その会費の中でちゃんと拠点を作れると良いのですが。

市長 ～ これって行政の力の入れ方の差が出てきてしまうね。

会員 ～ 後見制度に関しては、かなりその辺は大きいと思いますよ。首長申立ての数が多いところは後見人になっている方が結構多い、という傾向がありますし、市の方の動きというのが一つのポイントになると思います。

市長 ～ まあ、いよいよになったら何でもしますけどね、抵抗はありませんから。でも揉めたらどうするんだ、というところは気になりますけど。

会員 ～ でもそれは首長さんがどうこうするというのではなくて、後見人になった方が対応するので、多分何ともないと思いますよ。

市長 ～ 行政出身者なので長年この手の事で散々痛い目に遭っているんで、体に染みついでるんですね。

会員 ～ まあ行政、というか市長の方ではあくまでも申立てをして頂いて、そこから先は後見人のなり手とかを捜していただければなんとかなりますね。

会員 ～ そのとっかかりとして、市の福祉課の職員さんをはじめ、市の職員に知ってもらうことが重要だと思いますし、あとは施設にいらっしゃる方々、職員の方々にも知ってもらいたいですね。まず活動する人の養成にご協力いただきたい、という

ところですね。

市長 ～ まずは養成講座を開く、人も集めてくる、そのうちの何割かは活動してくれるであろう、と。

会員 ～ 砂川市でも養成講座はありましたが、実際に後見人として活動している人はどうでしょう？私どものNPOには残念ながら一人もいらっしゃらないので。

市長 ～ あの、オレンジの目印を付けたやつでしたか。

会員 ～ あれは認知症サポートの方ですね。

会員 ～ 全体的な体系化を図っていかなければならない時代が来たのかな、と思います。ただ意欲があってやりたい、と思っている人が居ても、何処にアクセスすればそこにつながるのかが分からない。現状で市民後見人に興味があるというのは、先程の話にもありましたが、自分の親族であったり、自分の為にとというのが多いんです。

市長 ～ そうでしょうね。認知症のときも、自分の親の面倒を見たい、というのがいちばん大きかったから。

会員 ～ きっかけはそれでも良いと思うんですよ。そこからもう一歩、地域の為に、とつながっていく仕組みがあれば良いと思います。

市長 ～ 認知症もそう、保護司もそう、もう一歩のところですごく苦勞している。正直に言うと、やるべきことはやるけど、すごい深みに入るような感じがする。直接やったことは無いんだけど、36年間行政に関わっていると、ものすごく大変、というイメージがありますね。最終的に国がちゃんとやってくれるのか、となるとそうもなっていない。最後は市長が全部かぶる世界でないかと。法律は作ったけど最後にやるのは個人の善意か、あとは市が経費も含めて全面的にバックアップするかとなってしまう。出さない、とは言いませんよ。うちはそんなに金に困っていないから。ただ、軌道に乗せていくのにどうしたら良いのか、それを砂川市が率先してやるのはやぶさかではない。あの見守り制度も、個人情報保護法を打破して、四情報を地域に降ろした。ただ、それを実際に機能させるのも私の役割である。その中に認知症の関係も、内海先生とタイアップして入れていって、それが普通の病気であるとみんなに理解してもらっている。そんな中に、この後見人も入ってきてしまうんですかね。

- 会員 ～ 入ってきますね。認知症分野の活動で、この人にはこの制度を使わないとまずいんじゃない、という人が見えてくる。それが上がってこないといけないんです。まだ虐待を受けていなくても、将来被害者になる可能性が見えているのなら、早めに制度に繋げなくてはならない。
- 市長 ～ 率直に感想を言うと、市町村の業務って手立てもないまますごく広がっていくんだな、と思います。国がやりますよ、というシステムになっていないから、やればやるほど市町村が負担していくような状況になっている。保護司の方も市で出せば、みたいな感じになってきている。国の法律でやるのだから法務省が見たら、ということで市町村が抵抗するわけですね。後見人の方は保護司よりもまだ大義名分が行政そのものの課題であるから、まだずっと入りやすいんだけど。
- 会員 ～ これから高齢者がどんどん増えてきて、知的障害者の方も、その親御さんが年を取ってきて、亡くなっているという状況ですからね。
- 市長 ～ 後天的な精神障害には国は金を出さないけど、先天的な精神障害には国の方も金を出す仕組みになっていますね。年金とか。先天的な方には国も手厚いですね。
- 会員 ～ わかりやすく言いますと、例えば親御さんが子供の為に一千万とか二千万とか用意した、と。親が活着ているうちはその財産を親が管理しているから良いのだけど、親が亡くなった時に、だれがそれの子の面倒を見るのかが問題で、その面倒を見る人がルーズな人であったら、その子の為ではなく面倒を見ている人の為に使ってしまう、そういう話なんです。そこに後見人がつくると財産管理をきちんとして、第三者が入り裁判所が監督するので、ご本人が亡くなるまでその財産でちゃんとした生活が出来るようになるんです。なんで人の金に第三者が入るんだと言う人もいますが、今はこういう時代ですから、目の前に金があると、使ってしまう人もいますよ。
- 会員 ～ それで生活保護になってしまうようなケースもあるので、やはりそこは早めに対応しなければならないですね。
- 市長 ～ 生活保護の件数は少ないほど良いのだけど、人為的に少なくすることはできませんからね。でも、認知症の割合が三人に一人とかになると、その危険性も増えてくるというわけですね。それで、早くそういう制度を作ってきちんとした方が救われる。あまり進むとそういう人がいっぱい来る、ということかな。
- 会員 ～ でも結局、市の持ち出しというのは無い話なんですよ。

- 市長 ～ こういうことを言うと怒られるかもしれないが、職員の業務がものすごく増えているのが、この制度だけではないんですよ、福祉の現状を見ていると、殺人的な状況になっている。福祉だけ。国の方から毎年のように制度をころころ変えて、今はメールで全部、一晩のうちにこんなに来る。そして明日までに出せって言う。だから道も徹夜しているし、市町村も徹夜しているし、ひどい状況になっている。お金の問題だったら出せば済むんだけど、人を増やさないとできない、という現状で、国の方が社会保障費がどんどん増えていくので抑えていく方向でやると、事務量がどんどん増えて降りてくる、というのが現状。そんなことを言ったら逃げられないから、結局最後は市町村が、やることはやるんだけど。
- 会員 ～ けどやっぱり、早く制度につなげることによって、行政の事務負担も減らしていけると思うんですよ。この制度は最初につないでしまえば、あとは後見人がやればいい制度ですから。
- 市長 ～ その制度をどうやって早く確立するか、ですね。
- 会員 ～ 気づいた人が、市長申立てに結び付ける仕組みがあれば良いのです。
- 会員 ～ アプローチは色々あると思うんです。施設であったり。
- 市長 ～ まだ報酬があるだけ良い方なんですかね、保護司よりは。
- 会員 ～ 申立てにつながる作業ですね。市長が言われるのは、申立てが大変ではないかということだと思うんですけど、あれってある程度システム化できるんですよ。ある自治体に頼まれて、マニュアル化の準備をしているところなんですけど、そういうことをやることによって、ですね。
- 市長 ～ ちょっと福祉の担当者をお呼びよければよかったかな。社会福祉協議会か。
- 会員 ～ 成年後見センターの設立を現在進めているところですので、その中身についてはある程度理解されていると思いますが。
- 市長 ～ でも結構な作業になりますね。高齢者の見守りのようなものかな。一年半かかったから、職員と民生児童委員と包括とで。全世帯を廻って、拒否されたのは最終的に二人だけだったけど。そこまではいかないだろうけど、かなり、そのマニュアル化するのに時間がかかるのかな、やってみないとわからないんだろうけど。何回も協議しなければならぬんだろうね。認知症の人をどう取り込むか、というのが難しく、それも見守りの場合は大体見えてきたんだけど。成年後見とい

う制度を、在宅の人だけにでも理解してもらう、という作業が必要かな。町内会長さんがますます大変になるかな。

会員 ～ 結局、成年後見制度の認知度というのがとても低いんですね。市長さんもあまりよく知らなくて、とおっしゃっていましたが。

市長 ～ 知ったふりは出来ませんからね。首長というのは万能ではなくて、好きな分野とわかりやすい制度とかあるんだけど、一歩足を踏み込むと泥沼のような状態で、こういう場ですから正直に言いますけれど。

会員 ～ それはやむを得ないんですが、ましてや市民の方はこういう制度があるんだよ、ということをお存じないわけですね。

市長 ～ 知らないでしょうね。兄弟で何とかするか、子供たちをたきつけて何とかしなさい、とかでしょうね。死んでからでは遅いから生きているうちから整理しておきなさい、と。金の方はなんとかするけど、家の方が残ってしまって。もう親が戻ってこないような施設に入ってしまった。でも家は売らないって頑張るんですね、その人が、一般的には。お父さんと居た家は売れない、と言うんですね。そして本人が亡くなると、子供たちも遠くに住んでいて知らない、と言う。そして空家が残るわけですね。一般的に分かりやすい例で言うと。その前に、子供たちを説得して何とかしない限り、ちゃんとしているところは子供たちが家を壊してくれるけど、そういうゆとりのない人は、お金だけ持って行ってしまふ。それを説得するような作業があるんですね。空家の話になってしまいましたが、後見人の話も同じようなことになりますね。

会員 ～ 結局、空家の問題は亡くなってからの問題ですよ。でも後見の話は、本人が生きている間に、もう家に戻れないという判断であれば、売却もできるので空家が増えることを未然に防げますよね。

市長 ～ 空家もね、生前からやろうとしているんです。子供たちが居て本人が居る時に同意を取らないと。壊すか売るか、ですね。

会員 ～ でもその本人が認知症だと、結局成年後見に戻るんです。

市長 ～ それで、子供たちに話すんですね。親はうんと言わないから。子供たちが説得しないと。ちょっと例えが悪かったかな。その関係でちょっと悩んでいましたから。

会員 ～ 家の場合、あくまでも売るのはご本人ですから、今、他の方が言われた通り、本



人が意思表示できない場合は、法定後見制度を利用するわけですね。

市長 ～ 法定後見制度で家を処分するわけにはいかないですよ。

会員 ～ いえ、出来ます。

会員 ～ 裁判所の許可ができれば出来ます。

市長 ～ 子供が何と言おうが出来るんだ。本人は生きているから法的には可能なんですね。

会員 ～ 法的には出来ますね。もっと踏み込んで、ご本人が意向を表明できる状況であれば、任意後見制度とか信託であらかじめ決めておくこともできます。

市長 ～ でも本人も意識があるうちはなかなかそういうことは考えないのかな。

会員 ～ だからこそ、こういう制度があるということ知ってもらい必要があるんですね。

会員 ～ 成年後見が、こういう究極の制度で、こういうメニューもありますよ、ということも多くの人に知らせることですね。制度を知らないで、そのまま置いておくから、今市長が言われたような空家の問題とか相続の問題が出てくる。それだったら、最初からこういう制度がありますよ、と選択肢を出す方法もあるわけです。

市長 ～ それで引っかかってくる人もいるのかもしれないですね。

会員 ～ 一般向けの講座をしますと、もしかしたら自分も利用するかもしれない、という方が受けに来てくれるんです。最近が増えてきていますが、でもまだそういう方は一部なので。

市長 ～ 貸さない、古くなる、売れなくなる、最後は解体費がかかるだけだよと言っても頑なにして売ろうとしない。ほとんどの人は今のままで良いと言う。ときどきやることが虚しくなりますね。

会員 ～ 私達は不動産登記の仕事もやりますけど「親の家を売りたいんですけど」と、普通にふらっと来るんです。「親御さんは元気ですか」と聞くと「認知症だから全然わからない」と言うので、「それでは成年後見制度を使って頂かないと出来ませんよ」と答えると、「ええっ?!」となってしまうんですね。簡単に売れると思っていらっしゃるんですよ。それで結局「そんなに面倒くさいのだったら置いておく」ってことになって、空家問題になってしまう。

- 市長 ～ 親も金が無ければ解体費が出せないから、どんどん空家が増えてくる。黙っているとそんなのばかりなんですね。
- 会員 ～ だからやっぱり、早くこの制度に結び付けないといけないんですね。話が戻りますが (笑)。
- 市長 ～ 例えは良くなかったかもしれないけど、自分の理解の中ではその辺に結び付くのかなと思ひまして。どちらも原因は同じようなところであって、日本人独特の考え方がそこに入ってきてしまうから、こういう制度に今の人達ってなかなかついていけないんですね。うちの嫁の親の場合なんかは、何とか説得して、最後は息子に解体費を出させて何とかしましたけどね。でも身内でそこまでできるのもなかなか無いのかもしれない。難しい面もあるけれど減らしていくことはできるのかな。後見人もそれと同じかな。もっと他にはご意見は無いですか。端的な御要望は先ほど聞いてしまいましたから。申立てと育成と広報と、あとは NPO に少し金を出せ、と言うことであつたと思いますが。そこまで言つてませんか。そういう雰囲気だつたかなと思ひますが。
- 会員 ～ そうなつたら良いな、と言う感じが (笑)。
- 市長 ～ でもそれくらいしなかつたらなかなか難しいんだろうね。善意だけでやっていると人も集まらないし、お金も手当しろ、となると大変ですよ。
- 会員 ～ 私たちは NPO なので、会員の皆さんから会費を払ってもらつて、それで活動しています。
- 市長 ～ 善意で動いてもらつて、お金まで払ってもらつて、大変な仕事をしてるんですね。
- 会員 ～ 良い人すぎますよね (笑)。
- 会員 ～ ここにいる人たちは皆、年会費を払つて活動もしているんです。
- 会員 ～ 後見の受任が増えると報酬も入ってくるので、申立てが増えると活動費も確保できますが。
- 市長 ～ でもそんなにあるもんですかね。
- 会員 ～ 全然転がってますよ。本来、認知症で判断が出来なければ、施設に入る、契約を結ぶ、その時点でアウトです。施設の方がそこで「成年後見人を立てて頂かない

と入れないんです」と断ることが出来れば良いのですが。

市長 ～ 施設はそう言わないで入れてしまうんでしょうね。

会員 ～ 一時期あったんです、他の町の施設で。いつの頃だったかな、それなら他の施設へ行く、となって多分利用者が減ったそうです。

会員 ～ 資料のグラフの平成18年のところがぼつんと浮き上がっているのがそれなんです。施設入所で成年後見人を付けなくてはダメ、ということになって全国で一時的に申し立てが増えたんだけど、それではお客さんが来なくなる、ということで又どっと落ちたんです。

会員 ～ 受け入れてくれる施設に行くわ、ということでどんどんそっちの施設に流れていってしまう。みんなでやればよいのに、そうならないんですね。

市長 ～ 受けていけるほど施設はいっぱいありますか。グループホームなら出来るか。老人ホームだったら知事とか市長の権限で許可しないので、一定の枠を超えると。

会員 ～ 施設では身元引受人が居る人を入れるんですけど、その身元引受人も高齢化して先に亡くなってしまう場合もあります。そうなってしまうと本当にどうしようかと困る場合がありますね。それで結局施設でお金の管理もしてしまうんですけど、本来は成年後見制度を使ってやるべきことです。

市長 ～ そういうときに行政に言ったりしないんですか。

会員 ～ その時は、何十年も音信不通の養女がいるようだ、ということで、それを地域包括支援センターに相談して身内を捜してもらいましたね。

会員 ～ まさに今市長が言われた、行政に言わなかったの、と言う部分が、施設の方にも分かってもらいたいところなんですね。そういうことがあればどんどん申立てるから言ってよ、というところですね。

市長 ～ 施設自体が分かっていないのかな。分かっていないというより、関わり合いたくない、という施設も多いのかな。

会員 ～ いえ、施設の方は結構困っていますよ。でも、何処に相談に行ったら良いのかわからない、というのが現実なんです。

- 会員 ～ やはり親族へ、とってしまうんですよ、施設の方は。
- 会員 ～ 親族の方へ、と思ってもつながらなかった場合、ではどうしたら良いか、という状況がずっと続いているんです。
- 市長 ～ 施設というと、小規模多機能型からグループホームから全部か。福寿園はまあ市の施設みたいなものだから何とでもなるけれど。
- 会員 ～ 施設が申立人になれる親族を捜す、ということが出来ないのです。
- 市長 ～ それが出来るのは行政ですね。でも勝手にやって良いわけではないんでしょうけど。
- 会員 ～ 捜して、連絡してもらっても良いか、というのを地域包括支援センターに頼むんです。包括は市がやっているからですかね、やってもらえるんです。
- 市長 ～ 市がやっているからでしょうね。
- 会員 ～ 委託型の包括は行政の方にお問い合わせするしかないのです、その辺は親密な事務でやっています。
- 会員 ～ 民生委員さんですかそういったことに気づきやすい方がいますよね。新しい制度って、こういう良い人が居るから一緒に行ってみない、というような話がきっかけでつながることがあるものですから。今、高齢者の総合相談窓口が地域包括支援センターになっていますけど、最も身近な、高齢者でも障害者でも、地域に居る方、私のイメージでは民生委員さんなんですけど。
- 市長 ～ 民生委員さんもいろいろ大変でしょうからね。うちはまだ定数を満たしているだけ良い方なようですけど。
- 会員 ～ 民生委員さんが集まるような場があるじゃないですか。そういう場に例えば講師を派遣してお話をするとか、自分も雨竜町でやったことがあるんですが。こういう制度がありますよ、ということを知って頂けるだけで違うんですよ。
- 市長 ～ 知ってもらっただけでも違うでしょうね。これ以上仕事を増やすの、と怒られるかもしれないですが。
- 会員 ～ 民生委員さんの仕事は、そういう方を発見して自治体につなぐ、それで終わりです。

すから。

会員 ～ 民生委員さんに申立てをしろ、ということではありませんから。

市長 ～ 地域の見守りでも賛成の人と、仕事が増えるからいや、という人がいて、生々しい話ですけど。でも結局一生懸命やっている人は楽になった、と言います。熱心にやっている人ほど、そういう情報が入ってきて楽になった、と言うけど、そうでない人もいますよ。でも、民生委員にそういう研修を受けてもらう、ということですね。

会員 ～ そこまで行かなくても、こういう制度があることを知っていれば、例えばあそこのおじいちゃんやおばあちゃんのところに、何か最近見慣れない若い人だとか変な人が出入りしているとか、地域の情報が入りやすかったりします。一人暮らしの高齢者の方ですと、同じものばかり買っている、とか、お金の使い方、大丈夫だろうかというような情報は、行政の方まではなかなか入ってこないと思うんで。

市長 ～ 一人暮らしのところへは、職員が全部廻って、手上げ方式なんですけど、色々な情報を行政が全部把握してますね。地域の人にはその情報を降ろしている。地域の人も手を挙げた人だけを見ている。万遍なく見ろ、と言っても見ない。町内会長が見る人を決めた。ここの町内会はこの人とこの人とこの人、というぐあいに。

会員 ～ そういう町内会の方に制度を理解してもらう必要があります。

会員 ～ こういうことがあったら教えてね、という情報を頂くんですね。

会員 ～ そうすると、早い段階から情報も上がってきて、早めに手を打つことが出来ます。

市長 ～ ちょっと整理すると、後見人の育成には、広報と、場所と、他に何かありますか。

会員 ～ 今まで出ていたお話の、民生委員さんや施設の方に対する講座だったり、見守りの方々、町内会の方々に対する講座だったり、ですかね。

市長 ～ その橋渡しの役割を行政がやって、講師については来てくれて、ですね。町内会長さんも半数以上は熱心にやってくれますからね。

会員 ～ 例えば見守りのマニュアルの再編ですとか、そういったところですかね。包括への相談の頻度も増えていますので、橋渡しという部分では出来るのかなと思います。

す。

- 会員 ～ 認知症イコール後見制度くらいに結びつけて考えても良いのかもしれませんがね。
- 市長 ～ 三人に一人ですからね。避けられない問題なんだということですね。話をして説得してみる価値はあるかな。ただ、深入りしてみんなを引っ張っていただけに、抵抗の度合いもいちばんよく知っているだけに、最初は半分くらいは我々の仕事を増やすのか、市の仕事をなんで我々がやるのか、と反発されて、それで私が直接乗り込んで説得しましたから。職員が行くともっと酷いことになるから。最初の反応はそうですから。
- 会員 ～ 本当は他人ごとではない、私達自身の事でもあるんですけどね。
- 市長 ～ 町内会長さんも責任感がある人ほど、自分がやらなきゃならん、と思ってくれるんですね。一生懸命やってくれる人ほど。やらない人は反応しないから。見守りをしない人は反応もしない。文句も言わないけど。文句を言う人はやる人。だから説得のしがいもあるんだけど。町内会なら年に一回の研修のときに講師を呼んで出来るかな。認知症の絡みから話すと入りやすいかな。概略は見えてきました。
- 会員 ～ 実際、高齢の方が攻撃的になって、ご近所の方とトラブルになって、それで町内会長が病院へ入院させて、病院の方から市の方へ相談が行ったケースがありますね。
- 市長 ～ うちは、トラブルになるから市の方へ言いなさい、と言っている。あとあと揉めて、いずくなっても困るので。
- 会員 ～ 市の方へ通報して、それから病院へということですね。
- 市長 ～ 町内会でやってしまうと、中の関係がいびつになってあとでややこしくなるから、そこまで町内会長さんが入るんでない、と言ってますね。そうですね、大体わかりました。どこまでやれるか、というのは即答できませんけど、行政の役割、分野というのは十分にわかりました。あとは、町内会長を説得するか民生委員を説得するか、広報と申立てと、ですね。抵抗してやらないわけではないですからね。
- 会員 ～ 自分の立場で言うと、砂川市は中空知圏域の中では整備されている方だと思いますよ。

市長 ～ 間違いなくされていると思いますよ。

会員 ～ 後見人申立ての部分についてもですね。あとはそれを更にどう進めていくか、ですね。

市長 ～ やるんだったら特化して、あまり評価されない部分かもしれないけど、高齢化時代には絶対必要になってくる、避けては通れないから。財政の考えと言うのは、そういう経費を削減しようとしているんですね。特定健診の率を64にして、福寿園を増やしても介護保険料をあげない、ですとか、哲学を持ってやっている。だからうちは今、介護保険料は空知で下から二番目である。なんぼ施設を作っても。特定検診の受診率を上げたから、施設を作っても介護保険料が上がらない。ということは市の負担も皆さんの負担も少なくて済む。それをトータルで考えているから、地道に、票にならないようなことも、生き残るためにやっちゃう。国が社会保障費が上がって大変だ、と言うけど市町村も同じこと。負担が増えてくる。それを持続可能にするためには、特定検診の受診率を上げ、地域の見守りを、個人情報法を無視して、地域に降ろしても、裁判に負けなければよいでしょう、と。それで無理やりやってみた。全国初らしい。個人情報保護法があるのに地域に四情報を降ろしてしまう、というのは。多分、そこまで宣言するから町内会長が動いてくれる。ああ市長が自らやるんだ、と。そうしないと良い制度でもなかなかみんな動いてくれない、というのがある。でも、今日は、こんな言い方をしたら怒られるかもしれないけど、皆様方から聞いたから勉強になったし、問題点もある程度わかってきたし、何処を行政が手当てすればよいのか、というのもすごくわかりやすかったんで。あとは私が職員に、動け、と。公務員の特質で、はい、と言って動かない場合がある。ただ、見守りの中とかにも入ってくる問題で、避けて通れないことは分かってきたので、必ず動きは伝えるようにします。はい、こんなところで宜しいでしょうか。

安原 ～ それではそろそろお時間の方も参りましたので、以上をもちまして協働のまちづくり懇談会を終了いたします。本日は大変ありがとうございました。

終了 (19:55)